

産後ケア事業が 始まります



市では、お母さんが休息したり、育児の悩みを相談したりすることによって、ゆったりとした気持ちで赤ちゃんの育児に取り組めるようお手伝いします。



利用
できる方

下記の①～③のすべてに該当する方

- ① 茂原市に住民登録があるお母さんと赤ちゃん
- ② ご家族などから産後の家事や育児などの援助が受けられないお母さんと赤ちゃん
- ③ 心身の不調がある、育児不安が強いお母さんと赤ちゃん
(伝染性感染症の疑いのある方、医療管理入院が必要な方はご利用できません)

◆内 容

	宿泊型	日帰り型
対象月齢	産後30日まで	産後4カ月まで
内容	1日3食とおやつ1食	1日1食とおやつ1食
	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんのケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（乳房ケア含む） ・赤ちゃんのケア：赤ちゃんの健康管理、沐浴などのケア ・育児相談、授乳指導など 	
利用期間	宿泊型と日帰り型併せて7日以内	
料金※	1日2,500円（税別） （多胎児の場合、1人につき1日500円） 追加料金がかかります。	1回1,800円（税別） （多胎児の場合、1人につき1日250円） 追加料金がかかります。

※市民税非課税世帯は半額となります。実施施設で行うオプションサービスは別途自己負担。

◆実施施設

施設名	住 所
育生医院 ※	茂原市八千代2-12-14
作永産婦人科	茂原市高師町1-5-5

※育生医院の宿泊型は退院から連続しての利用に限ります。ほかの産院で出産した方は、退院後産院から直接来院できる場合のみ利用可能です。

◆利用の手続き

利用を希望する方は、妊娠8カ月（妊娠28週）ごろから随時保健センターへご相談ください。産後に申し込みをする場合は、利用希望日の7日前まで（7日前を過ぎても対応できる場合あり）にご相談ください。

お申し込み・お問い合わせは、保健センター ☎(25) 1 7 2 5、FAX(25) 1 8 6 5へ。